

厚生労働科学研究費補助金（政策科学総合研究事業（地球規模保健課題推進研究事業））

分担研究報告書

東アジア、ASEAN 諸国の人口高齢化と人口移動に関する総合的研究

「台湾の地域密着のケアシステムの構築－日本との比較も踏まえた動向分析－」

研究分担者 小島 克久 国立社会保障・人口問題研究所

研究要旨：本研究は、台湾のこれまでの介護制度の概要、成果と課題の他、2017 年から順次実施されている「長期照顧十年計画 2.0」の概要、その中で地域密着型の介護システムとして実施されつつある「地域包括ケアモデル」について、わが国の「地域包括ケアシステム」との比較も含めて分析して、まとめたものである。

台湾では、急速な高齢化が見通される中、要介護者も増加しつつある。台湾のこれまでの介護制度は、「長期照顧十年計画」に基づく税財源の制度であった。この計画の実施により、介護サービス利用は大きく増加したが、介護サービスの不足、ニーズに基づいた柔軟性の欠如などの課題もあった。新しい介護制度として、馬英九政権（国民党）では「長期照顧服務法」（介護サービスの仕組みを整える）と「長期照顧保險法」（介護保険法）が検討され、前者は 2015 年に成立し、2017 年には関係規則も定められた。後者は蔡英文政権（民進党）のもとでいったん撤回され、「長期照顧十年計画」の後継プランである、「長期照顧十年計画 2.0」が 2017 年から順次実施されている。その特徴として、対象者の拡大、介護予防、家族介護者支援、地域包括ケアモデルなどの新しいサービスの実施、予算の確保などが挙げられる。特に「地域包括ケアモデル」では、地域の介護サービス拠点として、A 型（総合拠点型）、B 型（専門店型）、C 型（街角拠点型）を整備し、A 型を頂点に移送サービスで B,C 型と連携する、というものである。わが国の「地域包括ケアシステム」を参考しており、地域を単位に、複数のサービスが連携、という共通点は見られるが、連携の方法が移送サービスという物理的なものを介しており、わが国の医療、介護などの関係者のつながりが連携の特徴になっている点とは大きく異なる。その背景として、台湾では、地域に密着した介護サービス提供体制の構築が急務であるが、介護サービスそのものの整備も同時に行う必要がある、ことが考えられる。

A. 研究目的

高齢化は、わが国や欧米諸国だけでなく、東アジアの国や地域でも急速に進んでいる。

特に、その経済力が経済協力開発機構の加盟国と同等の水準にある台湾では、高齢化のスピードがわが国よりも速い。そのため、高齢

社会後制度の構築は重要な課題となっている。実際に台湾では、2008年に「長期照顧十年計画」に基づく高齢者介護制度を実施され、介護サービスの普及に一定の効果を上げた。馬英九政権（国民党）の時代には「長期照顧服務法」（介護サービス法）を2015年に成立させ、「長期照顧保險法」を検討中であった。蔡英文政権（民進党）の時代に入り、「長期照顧保險法」はいったん撤回され、介護サービス基盤の充実を目的とした「長期照顧十年計画」の後継プランである、「長期照顧十年計画 2.0」が作成され、2017年から実施された。

「長期照顧十年計画 2.0」では、対象者の拡大、給付対象のサービスの拡大の他、「地域包括ケアモデル」という地域密着型の介護システム構築も目指している。これはわが国の「地域ケアシステム」を参考にしたと言われているが、その特徴やわが国との違いはいかなるものであろうか。これを明らかにすることで、東アジアにおける高齢化への対応についての知見をまとめることができる。このような問題意識のもとで、本研究では、台湾の「長照 2.0」に至る介護システムの構築、特に「地域包括ケアモデル」について、わが国との違いにも着目しながらまとめることにする。

B. 研究方法

本研究では、これまで行った研究成果も活用しつつ、台湾の介護制度に関する文献や当

局などからの公表資料を収集、分析を行った。また、これを補足するために、台湾の専門家との意見交換を行った。

（倫理上への配慮）

本研究は、公表された文献資料またはヒアリングで得られた情報をもとに進めた。これらの情報は制度に関する情報で個人に関する情報は含まれていない。また、個票データの利用は行っていない。そのため、倫理面での問題は発生しなかった。

C. 研究結果

本研究で明らかになったことは以下のとおりである。

① 台湾との比較のために、わが国の「地域包括ケアシステム」について概観した。

もともとわが国の介護保険では地域に密着した介護サービスの考え方が含まれるが、「地域包括ケアシステム」では、医療や介護などのサービスを関係者が連携して提供する。連携の中心的な役割を果たすのは市区町村が設置する「地域包括支援センター」である。これより、わが国の「地域包括ケアシステム」は、要介護高齢者やその家族のために、医療や介護、その他の関係者が情報共有などを通じて連携することを重視したシステムである。

② 台湾の高齢者介護制度として、2008年か

ら 2016 年まで「長期照顧十年計画」が実施された。この制度は、税財源の介護制度であるが、要介護認定もあり、施設ケアの他、居宅・地域ケアも提供される。この計画により、高齢者介護サービスの利用は増えた。しかし、介護サービス提供体制の整備が、量、質ともに不十分であり、しかも地域差がある。また、要介護高齢者や家族のニーズに応えた柔軟性のあるサービス提供になっていない、という課題も明らかになってきた。

- ③ このような課題を解決するため、国民党の馬英九政権は新しい介護制度の検討を行ってきた。ひとつは、介護サービスの枠組みを整理し直す法律である「長期照顧服務法」（介護サービス法）の制定、もうひとつは「長期照顧保険法」（介護保険法）の検討であった。前者は、2015 年に成立し、2017 年に施行、関係規則も同年に策定された。後者は民進党蔡英文政権になった 2016 年にいったん撤回され、介護サービス基盤の充実を税財源で図ることになった。
- ④ 民進党蔡英文政権の下で、「長期照顧十年計画」の後継プランである、「長期照顧十年計画 2.0」が作成され、2017 年から順次実施されている。若年障害者、中高年の認知症患者などに対象を拡大させること、介護予防、家族介護者支援、認知症ケア、地域包括ケアモデルなどの新しい

サービスの実施、必要な予算の確保、が盛り込まれている。特に「地域包括ケアモデル」（社區整體照顧體系）では、地域の介護サービス拠点として、A 型（旗艦店型）、B 型（専門店型）、C 型（街角拠点型）を整備することになり、A 型の拠点が中心となって移送サービスを介して連携することになった。

- ⑤ 台湾の「地域包括ケアモデル」とわが国の「地域包括ケアシステム」を比較すると、①対象となる地理な範囲、②提供されるサービス内容と各種サービス間の連携、③行政の組織の役割、などで共通点、相違点が見られた。特に、介護サービスの連携がわが国は医療や介護従事者などの「人」のネットワークを重視している一方で、台湾のシステムは、移送サービスを介した連携として、物理的な面が強調されている。わが国の介護サービスは地域差があるものの長い時間をかけて整備され、誰のために連携を行うかが重要である一方、台湾では介護サービスの整備そのものも途上にあることが背景にあると考えられる。

D. 考察

このように、急速な高齢化進む中、台湾では 2017 年から「長期照顧十年計画 2.0」が順次実施されている。その中で地域密着の介護システムとして、「地域包括ケアモデル」が実

施されている。わが国の「地域包括ケアシステム」を参考にしているが、地域内の A, B, C 型の介護サービス拠点が、A 型を頂点にその連携を車両による送迎で行うという連携が物理的な側面があるほか、連携が介護事業所に重点が置かれていることなどの、わが国の「地域包括ケアシステム」との相違が見られる。台湾では、地域に密着した介護サービス提供体制の構築が急務であるが、介護サービスそのものの整備も同時に行う必要がある。こういった事情は日本と台湾の違いとなって現れていると言えよう。

E. 結論

台湾の「地域包括ケアモデル」はわが国の「地域包括ケアシステム」との共通点はあるものの、相違点の方が多い。その背景にはそれぞれのシステムが目指すものが異なっていることがあると考えられる。

F. 健康危険情報

なし

G. 研究発表

1. 論文発表

・小島克久（2017 年）「台湾—介護サービスにおける外国人介護労働者」金成垣（編著）『高齢者の生活を支える——超高速高齢化の先頭を走る韓国とそれを追うアジア』明石書店, pp. 184-204.

・小島克久（2017 年）「台湾の人口・経済の状況と社会保障制度の概要」『社会保障研究』第 2 巻第 2・3 号, pp. 412-415.

・小島克久（2018 年）「台湾の高齢者介護制度について」『社会保障研究』第 2 巻第 4 号（2018 年 3 月 25 日刊行予定）.

2. 学会発表

・小島克久「日本の社会保障支出と経済成長—一時系列データ分析と国際比較—」、『第 13 回社会保障国際論壇』（南京大学）、2017 年 9 月 16 日.

・Katsuhisa Kojima (with) JungNim Kim (2017), “Determinants of Caregiving by Children to the Frail Elderly Living Alone in Japan, Korea and Taiwan” The 21st IAGG World Congress of Gerontology & Geriatrics, San Francisco, USA, , 25th July 2017.

H. 知的所有権の取得状況の出願・登録状況

1. 特許取得

なし

2. 実用新案登録

なし

3. その他

なし